

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年7月5日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700403 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800006 号

第 1 結論

昭和 61 年 2 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 2 月から昭和 63 年 3 月まで

昭和 62 年 12 月の結婚を機に A 市から夫に、私の独身時代の国民年金保険料の未納の支払いの申し立てがあり、夫が同市役所において、昭和 63 年 3 月か 4 月頃に約 1 年分、同年 5 月か 6 月頃に約 1 年分を現金で納付した。

加入から 2 年過ぎた分は納付できないとのことで、残り 2 年 2 か月分を納めており、再度、調べて頂きたい。

第 3 判断の理由

請求者が昭和 58 年 * 月に初めて国民年金に加入した際に交付されたとして提出した年金手帳の国民年金の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 61 年 3 月より後に払い出されたと考えられ、同年金手帳には、請求者の婚姻前の姓が記載されていた事跡はない上、同年金手帳の被保険者の種別の記載欄に、昭和 61 年 4 月の国民年金法改正の際に規定された国民年金第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者に係る記載 (1 号、3 号 A 及び 3 号 B) があることを踏まえると、同年金手帳は、少なくとも請求者の婚姻届が提出された日以降に交付されたものとするのが自然である。

また、オンライン記録によると、請求者に係る昭和 58 年 * 月 * 日の国民年金被保険者資格取得の入力処理は、昭和 63 年 8 月 29 日に行われていることが確認できることから、請求者が所持している年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 8 月に払い出されていることが推認でき、当該払出時点において、請求期間のうち、昭和 61 年 2 月から同年 6 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、請求者の主張どおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和 63 年 8 月より前に、請求者に前述とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求期間当時、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡はない。

加えて、請求者の夫が国民年金保険料を納付したとする A 市は、過年度に係る国民年金保険料は、同市では納付することができなかったとしている上、請求者の請求期間に係る国民年金保険料納付記録は確認できないと回答している。

このほか、請求者及び請求者の夫が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700399 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800018 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 市役所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から昭和 50 年 12 月 31 日まで

私は、請求期間のうち、1 年間ほど、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分頃まで臨時職員として、A 市役所に勤務していた。同級生も同時期に勤務しており、市役所の行事にも出場し、写真もある。給与明細書は当時受け取っていたものの、かなり昔のことで、所持していないので、保険料の控除関係は分からないが、健康保険証は自身で使用していたと思う。

請求期間において、厚生年金保険の記録がないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 市役所が提出した「在職証明書」及び「臨時職員名簿」によると、請求者は、請求期間のうち、昭和 50 年 9 月 29 日から同年 12 月 27 日までの期間において、同市役所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 市役所が提出した健康保険及び厚生年金保険の取扱いに係る資料によると、同市役所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 49 年 7 月 1 日から昭和 54 年 1 月 31 日までの期間については、「業務委託者のみ厚生年金加入とする。」と記載されていることが確認できる上、同市役所は、請求者について、厚生年金保険には加入させていなかった旨回答している。

また、請求者が請求期間当時の同僚として氏名を挙げた者は、A 市役所に勤務していた期間について、臨時職員であったため厚生年金保険に加入していなかったと思うので、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う旨陳述している。

さらに、A 市役所に係る厚生年金保険被保険者名簿には請求者の氏名はなく、請求期間における整理番号に欠番もないことから、請求者の同市役所に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

加えて、A 市役所は、請求者に係る賃金台帳を保管していないため、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。